

美作ク リーンセンター 搬入基準

美作市

令和 7 年 4 月

1 目的

「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）」及び「同条例施行規則（以下「規則」という。）」に基づき、美作クリーンセンター（以下「施設」という。）が受け入れする廃棄物の種類及び施設へのごみの搬入に関する現在の基準を見直し、より明確にすることで、利用者への理解とサービス向上を目指し、適正かつ円滑な施設運営を図ることを目的とし、美作クリーンセンター搬入基準（以下「搬入基準」という。）を定める。

2 趣旨

この搬入基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条の3に掲げる市民の責務及び同法第3条に規定する事業者の責務に基づき、同法第6条の2第4項に規定するごみ処理に対する協力義務、同条第5項に規定する運搬方法等の指示内容として、適正な廃棄物処理及び施設の運営上遵守されるべき搬入条件を定めたものである。

3 搬入の基本原則

(1) 搬入可能な地域と廃棄物

受入可能な廃棄物は、美作市及び西栗倉村の区域内で発生した、家庭系及び事業系一般廃棄物並びに規則に定める廃棄物に限る。

(2) 身分証明書の提示

区域外からの廃棄物の搬入を防止するため、施設の職員から身分証明書の提示を求められた場合、搬入者は速やかに提示をしなければならない。

(3) 使用するごみ袋、容器

搬入者は、搬入物の確認を行うため、廃棄物の性状を確認できる袋又は容器に入れて搬入しなければならない。

(4) 分別

搬入者は、あらかじめ廃棄物の種類ごとに分別し、搬入すること。このとき、施設の職員は、施設の運営上又は他の利用者の搬入作業に弊害が生じると判断したものについて、再分別を指示し、搬入を拒否することができる。

(5) 運搬

搬入者は、周辺環境の保全や危険防止のため、ロープ、シート等により、廃棄物の飛散防止に努めなければならない。

また、厨芥類（生ごみ）等の運搬の際に、袋や容器、車両から廃液が漏洩していることを確認した場合、施設の職員は、施設内の清潔保持のため、プラットホーム内への進入を拒否できるものとする。

(6) 計量

ア 搬入者は、計量棟窓口で「発生地域」、「家庭又は事業ごみの別」及び「ごみの種別」を伝え、計量カードを受け取り、ごみの量を計量すること。

イ 混載ごみ等のごみの種類により、複数回の計量が必要であると施設の職員が判断した場合、搬入者はその指示に従うこと。

(7) 荷降ろし作業

搬入者は、廃棄物の種類ごとに施設の職員の誘導のもと荷降ろしをすること。また、車両の破損等トラブル防止のため、原則自らが作業を行うこと。ただし、荷降ろし作業が困難と認められる場合は、施設の職員は、作業の補助を行うものとする。

(8) 多量のごみ（1回当たり 100kg 以上搬入するもの）の取扱い

排出総量見込と発生原因を特定し、事前協議を行ったうえで搬入を行うこと。

4 家庭系一般廃棄物種別毎搬入基準

(1) 可燃ごみ

分別に留意し、金属等の不燃物の除去に努めること。なお、種別毎の条件等は下表のとおりとする。

分 別 種 別	搬 入 条 件
紙くず	・文書等、ホッチキスや綴りひもで結束されているものについては、ばらして投入すること。 ・機密保持の必要な文書はあらかじめ裁断処理を行うか、ピット内の保管を了承すること。

布・繊維類	・広げた状態で一边が2mを超えるものは、2m以下に裁断した状態で搬入すること。
木くず	・40cm×40cm×厚さ4.5cm以下に切断して搬入すること。 ・剪定木くずは、40cm以下にすること。
厨芥類（生ごみ）	・水分を十分に切って出すこと。 ・袋に入れる場合、廃液が漏洩していないこと。 ・廃液が生じるものは、搬入及びダンピングボックス投入作業時に飛散が懸念されることから、容器に直接入れて搬入しないこと。
廃プラスチック類	・容器包装リサイクルの対象とならないものであること。

(2) 不燃ごみ

陶器類又は汚れ等により資源として再利用が困難なガラスくずに限る。

(3) 資源ごみ

分別に留意すること。なお、種別毎の条件等は下表のとおりとする。

分 別 種 別	搬 入 条 件
缶類（飲食用）	・スプレー缶を混入させないこと。
金属類	・燃料（灯油など）を混入させないこと。
スプレー缶	・あらかじめ穴をあけて、中身を抜くこと。
家電類（家電リサイクル品目、パソコンを除く。）	・金属として分離できるものは、資源化効率の観点から金属類として分別を行うこと。 ・乾電池はあらかじめ取り外して分別すること。
ライター	・ライターのみを袋に入れて搬入すること。
乾電池類	・内容物が漏洩していないこと。
刃物、突鋭物等	・細かいものは缶類等に入れ飛散防止に努めること。
3色ビン	・「透明びん」、「茶色びん」、「その他の色びん」に色分けを行い、プラットホーム内で容易に仕分けできること。
生ビン	・欠損部分があるものは、3色ビンに分類すること。
ガラス類	・破碎が困難なものは搬入しないこと。（大型ガラス）
蛍光灯類	・可能な限り破損していない状態で搬入すること。
廃天ぷら油	・著しく劣化していないこと。（色の目安：黄～オレンジ程度まで） ・再生可能なもので、動物性油脂が含まれていないものに限る。
プラスチック容器包装類	・容器包装以外のもの、汚れているものを混入させないこと。

紙製容器包装類	・容器包装以外のもの、汚れているものを混入させないこと。
ペットボトル	・ペットボトル以外のもの、汚れているものを混入させないこと。
白色トレイ・ 発泡スチロール	・汚れのあるものを混入させないこと。
古紙類	・新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙など種別ごとに結束すること。 ・新聞紙に折込みされているもので、冊子状に綴じられているものは雑誌に分類すること。

(4) 粗大ごみ

大型のごみ。指定袋に入らないもの、45 cmを超えるもの

不燃ごみの内一斗缶の大きさを超える物

家具等に残存する収納物については、除去して搬入すること

石油ストーブ等の燃料電池を使用する物については、燃料・電池を除去し搬入すること

自転車は、防犯ステッカーを除去し搬入すること

次に品目については、1日あたりの搬入数量に制限有。

畳 10 枚/日、瓦 5 枚/日、レンガ 5 個/日、ブロック 3 個/日、タイル 一斗缶の半分まで/日、市販の漬物石 3 個/日

例：タンス、ベッド、ふとん、ソファ、ストーブ、自転車、大型家電類など(特定家電類は含まない)

(5) 動物等の死骸

①10kg/個体以下の動物

段ボール箱等に入れ、当施設の職員に死骸であることを伝えること。

②10kg/個体以上の動物

事前に施設へ受け入れの可否を確認し、10kg 程度に裁断したうえで搬入すること。

5 事業系一般廃棄物種別毎搬入基準

(1) 可燃ごみ

分別に留意し、金属等の不燃物の除去に努めること。なお、種別毎の条件等は下表のとおりとする。

分 別 種 別	搬 入 条 件
紙くず	・文書等、ホッチキスや綴りひもで結束されているものについては、ばらして投入すること。 ・機密保持の必要な文書はあらかじめ裁断処理を行うか、ピット内の保管を了承すること。
布・繊維類	・広げた状態で一辺が 40cm・0.45cm 厚以下を超えるものは、40cm・0.45cm 厚以下に裁断した状態で搬入すること。 ・化学繊維が 50%未満であること ・衣服その他の繊維製品製造業に係るものであること
木くず	・40cm×40cm×厚さ 4.5cm 以下に切断して搬入すること。 ・剪定木くずは、40 cm以下にすること。
厨芥類（生ごみ）	・水分を十分に切って出すこと。 ・袋に入れる場合、廃液が漏洩していないこと。但し、塵芥収集車によって収集されたもので、あらかじめ漏洩防止措置が成されており、可燃ごみピットに直接投入が可能なものは除く。 ・廃液が生じるものは、搬入及びダンピングボックス投入作業時に飛散が懸念されることから、容器に入れて搬入しないこと。
廃プラスチック類	・受け入れ不可。但し、事務所等で生じるごみであって、性質が家庭ごみと同等であるものは除く。

(2) 不燃ごみ

一般廃棄物としての受け入れ不可。「6 産業廃棄物の搬入基準」を参照。

(3) 資源ごみ

分別に留意すること。なお、種別毎の条件等は下表のとおりとする。

分 別 種 別	搬 入 条 件
缶類（飲食用）	・スプレー缶を混入させないこと。
金属類	・圧縮可能な金属であり、錬成されていないものであること。 ・燃料、薬品などの缶で廃液が付着しているものは、搬入しないこと。

スプレー缶	・あらかじめ穴をあけて、中身を抜くこと。
家電類（家電リサイクル品目、パソコンを除く。）	・金属として分離できるものは、資源化効率の観点から金属類として分別を行うこと。 ・乾電池はあらかじめ取り外して分別すること。
ライター	・ライターのみを袋に入れて搬入すること。
乾電池類	・内容物が漏洩していないこと。
刃物、突鋭物等	・細かいものは缶類等に入れ飛散防止に努めること。
3色ビン	・色分けを行い、プラットホーム内で容易に仕分けできること。
生ビン	・欠損部分があるものは、3色ビンに分類すること。
ガラス類	・一般廃棄物として受け入れ不可。 ・「6 産業廃棄物の搬入基準」を参照。
蛍光灯類	・受け入れ不可。
廃天ぷら油	・著しく劣化していないこと。（色の目安：黄～オレンジ程度まで） ・再生可能なもので、動物性油脂が含まれていないものに限る。
プラスチック容器包装類	・容器包装以外のもの、汚れているものを混入させないこと。
紙製容器包装類	・容器包装以外のもの、汚れているものを混入させないこと。
ペットボトル	・ペットボトル以外のもの、汚れているものを混入させないこと。
白色トレイ・発泡スチロール	・著しく汚れのあるものを混入させないこと。
古紙類	・新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙など種別ごとに分別すること。 ・新聞紙に折込みされているもので、冊子状に綴じられているものは雑誌に分類すること。

(4) 動物等の死骸

①10kg/個体以下の動物

段ボール箱等に入れ、当施設の職員に死骸であることを伝えること。

②10kg/個体以上の動物

事前に施設へ受け入れの可否を確認し、10kg 程度に裁断したうえで搬入すること。

6 産業廃棄物の搬入基準

(1) 共通事項

- ①美作市と産業廃棄物処理委託契約書を締結していること。
- ②一般廃棄物との混合はしないこと。
- ③廃油・廃液がしみ込んでいないこと。
- ④搬入量は1日当たり100kg未満とし、100kg以上となる場合は施設と協議のうえ、搬入を行うこと。
- ⑤建設業に係るものについては、種類及び性状が多様であり、搬入量が多量であることが予測される為、搬入はできないものとする。

(2) 種目別搬入条件

分 別 種 別	搬 入 条 件
①紙くず	・焼却可能なものであること。 ・金属片が混入しないこと。
②木くず	・原材料を加工した際に発生した、木片、切削くずであること。 ・40cm×厚さ4.5cm以下に切断して搬入すること。 ・釘等の金属片が混入しないこと。
③繊維くず	・繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るものであること。 ・委託契約時に、当該廃棄物の性状を確認できる製品及び原材料の目録を提出すること。 ・化学繊維が50%未満であること。但し、衣服その他の繊維製品製造業に伴うものは除く。
④動植物性残渣	・食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業等において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物であること。 ・水分が漏洩しないよう、脱水処理（水切り）を行うこと。
⑤ガラス・陶磁器くず	・破砕可能な大きさと搬入すること。 ・ガラス類、陶器類に分別を行うこと。

⑥金属くず	・鉄鋼又は非鉄金属の容器等で、圧縮可能なものであること。 ・飲食料用缶類、金属類に分類すること。
-------	---

(3) 廃棄物の性状等を考慮して受入を拒否するもの

種 別	受入を拒否するものの詳細
①紙くずで右記に該当するもの	・粉末状であり、飛散性及び引火性の高いもの。 ・性状により焼却が困難であると施設の職員が判断したもの。
②木くずで右記に該当するもの	・貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積みつけのために使用したこん包用の木材を含む）など、原形となる製品に釘等の金属片が含まれているもの。 ・原材料に薬品加工（防腐剤等）が施されているもの。 ・性状により焼却が困難であると施設の職員が判断したもの。
③繊維くずで右記に該当するもの	・粉末状であり、飛散性及び引火性の高いもの。 ・合成繊維が50%以上含まれているもの。 ・性状により焼却が困難であると施設の職員が判断したもの。
④動植物性残渣で右記に該当するもの	・廃棄物自体が液状の動植物性残渣（汚泥）。 ・性状により焼却が困難であると施設の職員が判断したもの。
⑤ガラス・陶磁器くずで右記に該当するもの	・蛍光灯類 ・車用ガラス、強化ガラス等破砕が困難であるもの。 ・性状により破砕が困難であると施設の職員が判断したもの。
⑥金属くずで右記に該当するもの	・薬品缶等内容物が可燃性若しくは有毒性が懸念されるもの。 ・自動車部品など、錬成されており圧縮処理ができないもの。 ・性状により圧縮が困難であると施設の職員が判断したもの。

7 搬入禁止物

- (1) 有害性のあるもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 引火性のあるもの
- (4) 著しく悪臭を発するもの
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 特別管理産業廃棄物
- (7) 搬入基準に適合しないもの
- (8) 適正処理困難物

1. 土砂類

石・砂・砂利・土・灰・燃え殻・汚泥・石灰・土砂

2. 建築廃材等

石膏ボード・外壁材・サイディング・屋根材・ソーラーパネル・
天日湯沸かし器・スレート波板・断熱材・ロックウール吸音材・
大量のコンクリート製品・コンクリート塊・コンクリートくず・
モルタル・セメント円筒・大量のレンガ・耐火レンガ・大量のタ
イル・大量の瓦・便器・洗面台（陶器製）・浴槽・屋外型給湯器・
アスファルト・アスベスト・石綿・プレハブ・その他建築建設廃
材に類似する物

3. 液体類 危険物

オイル・廃油（動物性）・ガソリン・混合ガソリン・灯油・揮発
油・絶縁油・タールピッチ・廃酸・廃アルカリ・ペンキ・コーキ
ング・塗料類・プロパンガスボンベ・農薬・劇薬・在宅医療廃棄
物（感染性のあるもの）・火薬類・注射針・毒物容器・薬品・薬
品容器・猟銃の玉（実包）

4. 農業廃棄物・産業廃棄物

畔シート・マルチ・苗箱・塩ビ管・PPバンド・農機具・農業機
材・水銀灯・ビニールハウス・農業用ビニール

5. その他

廃ゴムタイヤ・発煙筒・バッテリー・ペットの死骸（10kgを超えるもの）・長尺の繊維ロール・長尺のナイロン製ロール

6. 一般廃棄物のうち処理が困難なもの

木臼・杵・自動車部品・消火器・パソコン・グランドピアノ・金庫（据え置き式）・リアカー・原動機付自転車・磁石・ディスプレイ・ボーリングの球・砥石

※困難物の処理については各取扱い販売店へご相談ください。

美作クリーンセンターで処理できない適正処理困難物の処理に伴う相談先等

適正処理困難物

あ

畔シート	販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。（JA・ホームセンター）
アスファルト	販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。（北部砕石）
アスベスト	販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。（産業廃棄物運搬業者）

い

医療廃棄物	販売店か医療廃棄物処理業者にご相談ください。（病院・薬局）
石綿	販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。（産業廃棄物運搬業者）
石	販売店にご相談ください。（石材店）

う

臼	販売店にご相談ください。（解体し割木状態にしてあれば持ち込み可能）
---	-----------------------------------

え

塩ビ管	販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。（少量で日曜大工程度なら可能）
エンジンオイル	販売店にご相談ください。（ガソリンスタンド・自動車整備工場）

お

汚泥	産業廃棄物処理業者にご相談ください。（産業廃棄物運搬業者）
----	-------------------------------

屋外型給湯器	販売店・施工業者にご相談ください。(設備屋・建築業者・工務店)
か	
外壁材	販売店・施工業者にご相談ください。(建築板金業・建築業者・工務店)
瓦	販売店・施工業者にご相談ください。(瓦屋・工務店) ※家庭系での少量なものは、クリーンセンターへ粗大ごみとして直接搬入可(1日最大5枚まで)
ガスボンベ	販売店にご相談ください。(ガスボンベ記載の販売店)
火薬類	販売店にご相談ください。(菊池産業)
ガソリン	販売店にご相談ください。(ガソリンスタンド)
き	
杵	販売店にご相談ください。(解体し割木状態にしてあれば持ち込み可能)
揮発油	販売店にご相談ください。(ガソリンスタンド)
金庫	販売店にご相談ください。(購入された店舗)
く	
グランドピアノ	販売店にご相談ください。(購入された店舗)
け	
建築廃材	施工業者か産業廃棄物処理業者にご相談ください。(建築業者・工務店)
原動機付自転車	販売店か指定取引業者(バイク販売店)
劇薬	販売店か医療廃棄物処理業者にご相談ください。(薬局・JA)
こ	
コンクリート製品	販売店にご相談ください。(購入された店舗・土木業者)
コンクリート塊	販売店にご相談ください。(購入された店舗・土木業者)
混合ガソリン	販売店にご相談ください。(ガソリンスタンド)
コーキング	業者のみ受付不可(一般の方は受付可能)
さ	
サイディング	販売店・施工業者にご相談ください。(建築板金業・建築業者・工務店)
産業廃棄物	産業廃棄物処理業者にご相談ください。(産業廃棄物運搬業者)
し	
磁石	販売店にご相談ください。(量・形状により持ち込み可能・要相談)

砂利	販売店にご相談ください。(石材店・庭師・土木業者)
消火器	販売店にご相談ください。(ホームセンター・イマダ)
自動車部品	販売店にご相談ください。(自動車整備工場)
す	
スレート波板	販売店・施工業者にご相談ください。(建築板金業・建築業者・工務店)
水銀灯	販売店にご相談ください。(ホームセンター・設備屋)
砂	販売店にご相談ください。(石材店・庭師・土木業者)
せ	
セメント	販売店にご相談ください。(購入された店舗・土木業者)
セメント円筒	販売店にご相談ください。(購入された店舗・土木業者)
洗面台	販売店か処理業者にご相談ください。(設備屋・建築業者・工務店)
石膏ボード	施工業者か産業廃棄物処理業者にご相談ください。(工務店)
石灰	販売店にご相談ください。(購入された店舗)
絶縁油 (PCB)	産業廃棄物処理業者にご相談ください。(産業廃棄物運搬業者)
そ	
ソーラーパネル	施工業者か販売店にご相談ください。(購入された店舗)
た	
タイル	施工業者か販売店にご相談ください。(購入された店舗) ※家庭系での少量なものは、クリーンセンターへ粗大ごみとして直接 搬入可 (1日最大一斗缶の半分まで)
断熱材	施工業者か販売店にご相談ください。(購入された店舗)
耐火レンガ	施工業者か販売店にご相談ください。(購入された店舗)
タールピッチ	施工業者か販売店にご相談ください。(購入された店舗)
タイヤ	販売店にご相談ください。(自動車販売店・ガソリンスタンド)
ち	
注射針	医療機関か販売店へご相談ください。(病院・薬局)
長尺の繊維	販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。(購入された店舗)
長尺のナイロン	販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。(購入された店舗)

つ

漬物石

販売店にご相談ください。(購入された店舗)

※家庭系での少量なものは、クリーンセンターへ粗大ごみとして直接
搬入可(1日最大3個まで)

土

販売店にご相談ください。(購入された店舗・土木業者)

て

天日湯沸かし器

施工業者か販売店にご相談ください。(購入された店舗・建築業者・工務店)

ディスプレイ

販売店にご相談ください。(購入された店舗)

と

砥石

販売店にご相談ください。(購入された店舗)

毒物容器

産業廃棄物処理業者にご相談ください。(産業廃棄物運搬業者)

灯油

販売店にご相談ください。(ガソリンスタンド)

塗料類

販売店にご相談ください。(ウエス・新聞紙などに染ましてあれば持ち込み可能)

土砂

販売店にご相談ください。(購入された店舗・土木業者)

な

苗箱

販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。(JA・ホームセンター)

の

ノートパソコン

販売店にご相談ください。(購入された店舗)

農薬

販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。(JA・ホームセンター)

農機具

販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。(JA・ホームセンター)

農業資材

販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。(JA・ホームセンター)

農業用ビニール

販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。(JA・ホームセンター)

は

パソコン

販売店にご相談ください。(購入された店舗)

灰

産業廃棄物処理業者にご相談ください。(産業廃棄物運搬業者)

廃油(動物性)

産業廃棄物処理業者にご相談ください。(産業廃棄物運搬業者)

廃酸

産業廃棄物処理業者にご相談ください。(産業廃棄物運搬業者)

廃アルカリ

産業廃棄物処理業者にご相談ください。(産業廃棄物運搬業者)

発煙筒	販売店にご相談ください。(自動車販売店・ガソリンスタンド)
発動機付き自転車	販売店にご相談ください。(購入された店舗)
ハウスビニール	販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。(JA・ホームセンター)

ひ

P P バンド	産業廃棄物処理業者にご相談ください。(産業廃棄物運搬業者)
ビニールハウス	販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。(JA・産業廃棄物処理業者)

ふ

ブロック	販売店にご相談ください。(購入された店舗・土木業者) ※家庭系での少量なものは、クリーンセンターへ粗大ごみとして直接搬入可(1日最大3個まで)
プレハブ	販売店にご相談ください。(購入された店舗)

へ

便器	販売店か処理業者にご相談ください。(建築業者・設備屋・工務店)
ペンキ	販売店にご相談ください。(ウエス・新聞紙などに染ましてあれば持ち込み可能)
ペットの死骸	ペットショップにご相談ください(10kg以下の小動物は持ち込可)

ほ

ボーリングの球	販売店にご相談ください。(ボーリング場)
---------	----------------------

ま

マルチシート	販売店か産業廃棄物処理業者にご相談ください。(JA・ホームセンター)
--------	------------------------------------

も

燃え殻	産業廃棄物処理業者にご相談ください。(土木業者・産業廃棄物運搬業者)
モルタル	施工業者か販売店にご相談ください。(購入された店舗・建築業者・工務店)

や

薬品	販売店か医療廃棄物処理業者にご相談ください。(病院・薬局)
薬品容器	販売店か医療廃棄物処理業者にご相談ください。(病院・薬局)

屋根材 施工業者か産業廃棄物処理業者にご相談ください。(建築業者・工務店)

よ

浴槽 施工業者か販売店にご相談ください。(建築業者・工務店)

り

リアカー 販売店にご相談ください。(自動車販売店)

れ

レンガ 販売店にご相談ください。(購入された店舗・土木業者)

※家庭系での少量なものは、クリーンセンターへ粗大ごみとして直接
搬入可 (1日最大5個まで)

ろ

ロックウール吸音材 施工業者か販売店にご相談ください。(建築業者・工務店)